

令和4年第3回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 73 号 議 案	神奈川県公報による公告の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例	1
定 県 第 74 号 議 案	神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例	2
定 県 第 75 号 議 案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	8
定 県 第 76 号 議 案	神奈川県県税条例の一部を改正する条例	10
定 県 第 77 号 議 案	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部を改正する条例	12
定 県 第 78 号 議 案	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例	13
定 県 第 79 号 議 案	工事請負契約の締結について（一級河川矢上川地下調節池トンネル本体Ⅰ期工事請負契約）	16
定 県 第 80 号 議 案	特定事業契約の締結について（県営上溝団地特定事業契約）	17
定 県 第 81 号 議 案	特定事業契約の締結について（県営追浜第一団地特定事業契約）	19
定 県 第 82 号 議 案	指定管理者の指定について（伊勢原射撃場）	20
定 県 第 83 号 議 案	指定管理者の指定について（湘南港）	21
定 県 第 84 号 議 案	指定管理者の指定について（葉山港）	22
定 県 第 85 号 議 案	和解について	23
県 報 第 2 号	専決処分について承認を求めること（動産の取得について）	24
県 報 第 3 号	専決処分について承認を求めること（損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴について）	25
認 第 1 号	令和3年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について	26

神奈川県公報による公告の見直しに伴う 関係条例の整理に関する条例

(神奈川県監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 神奈川県監査委員に関する条例（昭和36年神奈川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(告示及び公表)

第5条 法令の規定に基づく委員の告示は神奈川県公報への登載により、法令の規定に基づく委員の公表はインターネットの利用その他の方法により行う。

(神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年神奈川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中「神奈川県公報による公告その他知事が適当と認める」を「インターネットの利用その他の」に改める。

(神奈川県財政状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 神奈川県財政状況の公表に関する条例（昭和23年神奈川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「神奈川県公報」を「インターネットの利用その他の方法」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県公報による公告の見直しに伴い、関係条例の整理をしたいので提案するものであります。

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例

平成28年7月26日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生した。この事件は、障害者やその家族のみならず、多くの県民に言いようもない衝撃と不安を与えた。

県は、このような事件が二度と繰り返されないよう、平成28年10月、県議会の議決を経て「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、これを、ともに生きる社会の実現を目指す県政の基本的な理念とした。

県は、津久井やまゆり園の再生を進める過程において、利用者に対するより良い支援のあり方を模索してきた。そうしたところ、これまでは利用者の安全を優先するという理由で管理的な支援が行われてきたが、本人の意思を尊重し、本人が望む支援を行うためには、当事者本人の目線に立たなくてはならないことに改めて気付いた。

そして、障害者との対話を重ね、その思いに寄り添うために全力を注いだ。その結果、障害者一人一人の心の声に耳を傾け、支援者や周りの人が工夫しながら支援することが、障害者のみならず障害者に関わる人々の喜びにつながり、その実践こそが、お互いの心が輝く当事者目線の障害福祉であるとの考えに至った。

そこで、令和3年11月、「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発信し、これまでの障害福祉のあり方を見直し、当事者目線の障害福祉に転換することを誓った。

顧みると、我が国においては、昭和56年の国際障害者年を転機として、ノーマライゼーションの理念の下、全ての障害者が自立と社会参加をすることができるよう環境の整備が進められてきた。また、障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等の国内法の整備が行われ、平成26年には、障害者の権利に関する条約が批准された。しかしながら、全ての障害者が自分らしく暮らしていくことができる社会環境の整備は、いまだ道半ばである。

私たちは、この現状に真摯に向き合い、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指して、障害者も含めた県民、事業者、県等が互いに連携し、一体となった取組を進めべく、普遍的な仕組みを構築していかなければならない。

このような認識の下、当事者目線の障害福祉の推進が、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現につながるものと確信し、その基本となる理念や原則を明らかにした、当事者目線の障害福祉を進めていくための基本的な規範として、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、当事者目線の障害福祉の推進について、基本理念を定め、及び県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、当事者目線の障害福祉を推進するための基本となる事項を定めることにより、当事者目線の障害福祉の推進を図り、もって障害者が障害を理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障害者のみならず誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定す

る障害をいい、「障害者」とは同号に規定する障害者をいう。

- 2 この条例において「当事者目線の障害福祉」とは、障害者に関わる誰もが障害者一人一人の立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障害者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができるよう社会環境を整備することにより実現される障害者の福祉をいう。
- 3 この条例において「意思決定支援」とは、障害者が自ら意思を決定すること（以下「自己決定」という。）が困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援することをいう。
- 4 この条例において「障害福祉サービス提供事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者、同条第11項に規定する障害者支援施設を運営する事業を行う者、同条第18項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者、同条第26項に規定する移動支援事業を行う者、同条第27項に規定する地域活動支援センターを運営する事業を行う者及び同条第28項に規定する福祉ホームを運営する事業を行う者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う者、同条第7項に規定する障害児相談支援事業を行う者及び同法第7条第1項に規定する障害児入所施設又は児童発達支援センターを運営する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第3条 当事者目線の障害福祉の推進は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全ての県民が、等しく人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求することができる、かつ、その個人としての尊厳が重んぜられること。
- (2) 障害者一人一人の自己決定が尊重されること。
- (3) 障害者本人が希望する場所で、希望するように暮らすことができること。
- (4) 障害者の性別、年齢、障害の特性及び生活の実態に応じて関係者が連携し、障害者一人一人の持つ可能性が尊重されること。
- (5) 障害者のみならず、障害者に関わる人々も喜びを実感することができること。
- (6) 多様な人々により地域社会が構成されているという認識の下に、全ての県民が、障害及び障害者に関する理解を深め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村、事業者等と連携し、障害及び当事者目線の障害福祉に関する理解を深めるための普及啓発を行うものとする。
- 3 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策に、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

（市町村との連携）

第5条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村が当事者目線の障害福祉に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民及び事業者の責務)

第6条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する理解を深めるとともに、県が実施する当事者目線の障害福祉に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害者が社会、経済、文化その他多様な分野の活動に参加することができるよう機会の確保に努めなければならない。

(障害福祉サービス提供事業者の責務)

第7条 障害福祉サービス提供事業者は、基本理念にのっとり、地域住民、関係団体等と連携し、地域の社会資源の活用、創出等を図りながら、当事者目線の障害福祉の推進に努めなければならない。

(基本計画の策定)

第8条 知事は、当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当事者目線の障害福祉の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、毎年度、基本計画の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(基本計画に定める施策)

第9条 基本計画には、次に掲げる施策について定めるものとする。

- (1) 障害者が、障害の特性及び生活の実態に応じ、自立のための適切な支援を受けることができ、かつ、多様な地域生活の場を選択することができるようにするための医療、介護、福祉等に関する施策
- (2) 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応じることができるようにするための施策
- (3) 障害者である子どもの教育を保障し、及び障害者が生涯にわたり学習を継続することができるようにするための施策
- (4) 障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けることができるようにするための施策
- (5) 障害者の多様な就業機会の確保、個々の障害者の特性に配慮した就労の支援及び障害者の雇用促進に関する施策
- (6) 障害者のための住宅の確保及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備の促進に関する施策
- (7) 障害者が円滑に利用できるような公共的施設の構造及び設備の整備並びに障害者が移動しやすい環境の整備に関する施策
- (8) 障害者が十分に情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ることができるようにするための情報提供その他の支援に関する施策
- (9) 障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立を促進するための施策
- (10) 障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策
- (11) 障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするための防災及び防犯並びに障害者の消費者被害の防止及び救済に関する施策
- (12) 障害者が行政機関等における手続を円滑に行うことができるようにするための環境の整備に関

する施策

(意思決定支援の推進)

第10条 障害福祉サービス提供事業者は、意思決定支援の実施に努めなければならない。

2 県は、意思決定支援の推進に関する必要な情報の提供、相談及び助言等を行うための体制を整備するものとする。

3 県は、障害福祉サービス提供事業者に対し、意思決定支援に関する研修を行うものとする。

(障害者の権利擁護)

第11条 障害福祉サービス提供事業者、障害者の家族その他の関係者（次項においてこれらを「関係者」という。）は、施設への入所その他の障害者の福祉サービスの利用に際しては、障害者の意思が反映されるよう配慮しなければならない。

2 関係者は、障害者が意思決定支援を受けることを希望する場合には、その希望を十分に尊重し、円滑に意思決定支援を受けることができるよう努めなければならない。

(障害を理由とする差別、虐待等の禁止)

第12条 何人も、障害者に対し、障害を理由とする差別、虐待その他の個人としての尊厳を害する行為をしてはならない。

(障害を理由とする差別に関する相談、助言等)

第13条 県は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、相談体制その他必要な体制を整備するものとする。

2 県は、障害を理由とする差別に関する相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 相談者に対し、助言、情報の提供等を行うこと。
- (2) 関係者との必要な情報の共有又はあっせんを行うこと。
- (3) 他の地方公共団体への通知その他の連絡調整を行うこと。

(社会的障壁の除去)

第14条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、その意思を推知することができるときで、社会的障壁の除去についてその実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、その意思を推知することができるときで、社会的障壁の除去についてその実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(虐待等の防止)

第15条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待等の防止に関し、障害福祉サービス提供事業者への啓発及び研修を行うものとする。

2 障害福祉サービス提供事業者は、その従業者に対し、障害者に対する虐待等の防止に関する研修及び啓発を行うよう努めなければならない。

(虐待の早期発見等)

第16条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待の早期発見のため、障害者に

対する虐待に係る通報に関する普及啓発を行うものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待の早期発見及び早期対応のための体制を整備するものとする。

(障害者の家族等に対する支援)

第17条 県は、障害者の家族その他の関係者（以下この条において「障害者の家族等」という。）の日常生活における不安の軽減を図るため、障害者の家族等に対し、情報の提供、相談の実施、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(障害福祉に係る政策立案過程への障害者の参加の推進)

第18条 県は、障害者の福祉に係る政策の立案に関する会議の開催に当たっては、障害者の参加を推進するものとする。

(障害者主体の活動の促進)

第19条 県は、障害者の自立及び社会参加の促進のために障害者が主体となって企画し、及び実施する活動（以下この条において「障害者主体の活動」という。）に関する県民等の理解を深め、その活性化を図るため、障害者主体の活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県内において障害者主体の活動に取り組む団体又は個人が、相互に連携し、必要な情報を共有し、及び協働することができるよう支援に努めるものとする。

3 県は、障害者主体の活動の促進に資するよう、国内外の障害者主体の活動に関する情報の収集、整理及び提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生涯にわたる障害者への支援体制の整備)

第20条 県は、障害者が生涯にわたり必要な支援を切れ目なく受けることができる体制の整備に努めるものとする。

(高齢者施策等との連携)

第21条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の実施に当たっては、高齢者及び子どもの福祉に関する施策との連携を図るものとする。

(支援手法に関する調査研究)

第22条 県は、障害の特性に応じた支援手法の確立を図るため、国内外の先進的な取組に関する情報の収集その他の調査研究に努めるものとする。

(中核的な役割を担う拠点の整備)

第23条 県は、当事者目線の障害福祉の推進に資するよう、障害者の地域生活の支援及び社会参加の促進に関して中核的な役割を担う拠点の整備に努めるものとする。

(地域間の均衡)

第24条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の実施に当たっては、障害者に対する福祉サービスの地域間の均衡が図られるよう努めるものとする。

(自立支援協議会の活動の推進等)

第25条 県は、障害者への支援体制の整備を図るため、障害保健福祉圏域（保健及び医療と福祉との連携を図る観点から県内を区分した区域のことをいう。）ごとに協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。次項において同じ。）を置くとともに、その活動を推進するものとする。

2 県は、地域の実情に応じた障害者への支援体制の整備を促進するため、市町村が置く協議会との連携を図るものとする。

(人材の確保、育成等)

第26条 県は、障害者の福祉に係る事業に従事する人材（次項において「従事者」という。）の確保、育成及び技術の向上を図るため、情報の提供、研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、従事者の職場への定着を促進するため、就労実態の把握、情報の提供、助言その他の従事者の心身の健康の維持及び増進並びに処遇の改善に資するための措置を講ずるものとする。

3 県は、障害者の福祉に係る活動及び事業並びに当該事業に従事することに対する県民等の関心を深めるため、広報活動の充実、当該事業の活動に接する機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第27条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

令和4年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

当事者目線の障害福祉の推進を図り、もって障害者が障害を理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障害者のみならず誰もが喜びを実感することができる地域共生社会を実現するため、基本理念、県等の責務を明らかにするとともに、当事者目線の障害福祉を推進するための施策の基本的事項に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人藤沢ラグビー蹴球倶楽部の項、特定非営利活動法人あっとほーむの項及び特定非営利活動法人湘南ふじさわシニアネットの項を削り、同表特定非営利活動法人まちづくりスポット茅ヶ崎の項中「茅ヶ崎市浜見平11番1号」を「茅ヶ崎市浜見平10番2号」に改め、同表NPO法人アール・ド・ヴィーヴルの項を削り、同表に次のように加える。

NPO法人チャレンジドサポートプロジェクト	川崎市高津区下作延三丁目21番地 26ドルフ梶ヶ谷105号室	令和4年1月1日から 令和9年10月31日まで
特定非営利活動法人藤沢ラグビー蹴球倶楽部	藤沢市辻堂西海岸二丁目1番15号	令和4年11月1日から 令和9年10月31日まで
特定非営利活動法人あっとほーむ	横浜市都筑区牛久保西三丁目2番 7号	令和4年11月1日から 令和9年10月31日まで
特定非営利活動法人湘南ふじさわシニアネット	藤沢市藤沢496番地藤沢森井ビル	令和4年11月1日から 令和9年10月31日まで

附 則

- この条例は、令和4年11月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人まちづくりスポット茅ヶ崎の項の改正規定、同表NPO法人アール・ド・ヴィーヴルの項を削る改正規定及び同表に次のように加える改正規定(NPO法人チャレンジドサポートプロジェクトの項に係る部分に限る。)並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表特定非営利活動法人藤沢ラグビー蹴球倶楽部の項、特定非営利活動法人あっとほーむの項及び特定非営利活動法人湘南ふじさわシニアネットの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。
- 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前に改正前の別表NPO法人アール・ド・ヴィーヴルの項に規定する特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る特定非営利活動法人の指定及び神奈川県県税条例(昭和45年神奈川県条例第26号)第10条第2項の期間については、なお従前の例による。

令和4年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第22条の3第3項中「第25条第1項」を「第25条第1項本文」に改める。

第25条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第25条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項の場合において、」を削り、「者は、」の次に「当該家屋を取得した日から10日以内に」を加え、「添えなければ」を「知事に提出しなければ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法第73条の4から第73条の7までに規定する不動産の取得（次に掲げるものを除く。）をした者は、前項ただし書の規定にかかわらず、当該不動産の取得をした日から10日以内に同項本文に規定する申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 法第73条の7第1号に規定する相続（包括遺贈及び被相続人から相続人に対してなされた遺贈を除く。）による不動産の取得

(2) 法第73条の7第2号に規定する法人の合併による不動産の取得

3 前項に定めるもののほか、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認める場合は、第1項ただし書の規定にかかわらず、不動産を取得した者に、同項本文に規定する申告書又は報告書を提出させることができる。

第26条中「第73条の18第3項」を「第73条の18第4項」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第26条の2第4項中「第25条第1項」を「第25条第1項本文」に改める。

第27条中「第25条の規定により不動産取得税に係る申告書を提出する際に」を削る。

第81条第3号中「第25条第1項」の次に「から第3項まで」を加える。

附則第30項中「第25条の規定により不動産取得税に係る申告書を提出する際に」を削る。

附則第34項第4号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第147条第1号イ」を「第151条第1号イ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 改正後の第22条の3第3項、第25条第1項から第4項まで、第26条の2第4項、第27条、第81条第3号及び附則第30項の規定は、この条例の施行の日以後において不動産を取得した場合について適用し、同日前において不動産を取得した場合については、なお従前の例による。

(過疎地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

3 過疎地域における県税の課税の特例に関する条例（平成30年神奈川県条例第2号）の一部を次の

ように改正する。

第5条第3号中「に係る神奈川県県税条例第25条第1項に規定する申告書又は報告書の提出期限」を「をした日から10日以内」に改める。

令和4年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、不動産取得税の賦課徴収に関する申告書等の提出義務に関する規定等について所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり 条例の一部を改正する条例

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「すべて」を「全て」に、「心豊かな福祉社会かながわ」を「地域共生社会」に改める。

第3条第3項中「配慮し、」を「配慮した施設等の」に改め、同条に次の1項を加える。

4 県は、前項の施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、情報の提供その他の支援を行うとともに、適正な配慮についての周知等の取組を行うものとする。

第4条第1項中「福祉社会」を「地域共生社会」に改め、同条第2項中「配慮し、」を「配慮した施設等の」に改め、同条に次の1項を加える。

3 事業者は、前項の施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、適正な配慮についての周知等の取組を行うよう努めなければならない。

第5条第1項中「福祉社会」を「地域共生社会」に改める。

第7条第1号中「すべて」を「全て」に改め、同条第2号中「利用できるよう」の次に「、施設等の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画を推進するとともに、」を加える。

第29条中「いう。）」の次に「並びに同法第87条の3第1項に規定する当該災害救助用建築物、同条第2項に規定する当該公益的建築物及び同条第6項の許可を受けた建築物」を加える。

第32条第1項中「及び保育所」を「、保育所及び幼保連携型認定こども園」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

令和3年度に行った条例の見直しに伴い、地域共生社会の実現に向けた方向性を明確に示すため、障害者等が施設を安全かつ快適に利用できるよう、施設利用に必要な支援を明確化するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県立の高等学校等の設置に関する 条例の一部を改正する条例

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

神奈川県立鶴見養護学校
神奈川県立横浜南養護学校
神奈川県立保土ヶ谷養護学校
神奈川県立金沢養護学校
神奈川県立みどり養護学校

を

」

「

神奈川県立鶴見支援学校
神奈川県立横浜南支援学校
神奈川県立保土ヶ谷支援学校
神奈川県立金沢支援学校
神奈川県立みどり支援学校

に改め、同表神奈川県立みどり養護学校の項の次に次

」

のように加える。

神奈川県立あおば支援学校	横浜市青葉区上谷本町 109 番地
--------------	-------------------

別表第3中

「

神奈川県立瀬谷養護学校
神奈川県立三ツ境養護学校

を

」

「

神奈川県立瀬谷支援学校
神奈川県立三ツ境支援学校

に改め、同表神奈川県立三ツ境養護学校の項の次に次

」

のように加える。

神奈川県立横浜ひなたやま支援学校	横浜市瀬谷区南瀬谷二丁目20番地
------------------	------------------

別表第3中

「

神奈川県立中原養護学校
神奈川県立高津養護学校
神奈川県立麻生養護学校
神奈川県立津久井養護学校

を

」

「

神奈川県立中原支援学校
神奈川県立高津支援学校
神奈川県立麻生支援学校
神奈川県立津久井支援学校

に改め、同表神奈川県立津久井養護学校の項の次に次

」

のように加える。

神奈川県立相模原中央支援学校	相模原市中央区高根一丁目5番36号
----------------	-------------------

別表第3中

「

神奈川県立相模原養護学校
神奈川県立岩戸養護学校
神奈川県立武山養護学校
神奈川県立平塚養護学校
神奈川県立湘南養護学校
神奈川県立鎌倉養護学校
神奈川県立藤沢養護学校
神奈川県立小田原養護学校
神奈川県立茅ヶ崎養護学校
神奈川県立秦野養護学校
神奈川県立伊勢原養護学校

を

」

「

神奈川県立相模原支援学校
神奈川県立岩戸支援学校
神奈川県立武山支援学校
神奈川県立平塚支援学校
神奈川県立湘南支援学校
神奈川県立鎌倉支援学校
神奈川県立藤沢支援学校
神奈川県立小田原支援学校
神奈川県立茅ヶ崎支援学校
神奈川県立秦野支援学校
神奈川県立伊勢原支援学校

に改め、同表神奈川県立伊勢原養護学校の項の次に次

」

のように加える。

神奈川県立えびな支援学校	海老名市中新田四丁目5番1号
--------------	----------------

別表第3 神奈川県立座間養護学校の項中「神奈川県立座間養護学校」を「神奈川県立座間支援学校」に改め、同表神奈川県立あおば支援学校の項、神奈川県立横浜ひなたやま支援学校の項、神奈川県立相模原中央支援学校の項及び神奈川県立えびな支援学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県立の特別支援学校の名称変更を行うなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

工事請負契約の締結について

一級河川矢上川地下調節池トンネル本体Ⅰ期工事請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 大成・大豊・土志田特定建設工事共同企業体
代表者 大成建設株式会社横浜支店
常務執行役員支店長 江 島 明
- 2 請負契約金額 169 億9,500万円

令和4年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

一級河川矢上川地下調節池トンネル本体Ⅰ期工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

特定事業契約の締結について

県営上溝団地の特定事業契約を次により締結するものとする。

- 1 契約に係る事業 既存施設の除却、建物等の設計、建設、入居者移転支援及び用地活用に係る事業
- 2 除却及び取得する建物等
 - (1) 所在地 相模原市中央区光が丘3丁目1番ほか
 - (2) 内容
 - ア 除却する建物等 県営上溝団地のうち東側7街区の既存住宅（79棟 561戸）及び付帯施設
 - イ 取得する建物等 県営住宅及び付帯施設並びにコミュニティ機能を有する施設及び広場等
- 3 契約期間 契約締結日から県営住宅等整備業務及び入居者移転支援業務（令和9年10月31日）並びに「県有財産売買契約書」に従って余剰地に設定された買戻し特約の登記の抹消登記手続が完了する日まで
- 4 契約金額 132億8,777万6,645円
- 5 契約者名 東京都港区虎ノ門2丁目2番1号
大成ユーレック株式会社
代表取締役社長 松 三 均
横浜市戸塚区戸塚町157番地
大洋建設株式会社
代表取締役 黒 田 憲 一
横浜市南区新川町5丁目28番地
株式会社小俣組
代表取締役 小 俣 務
東京都文京区本郷1丁目28番34号
株式会社市浦ハウジング&プランニング東京支店
専務取締役支店長 奥 茂 謙 仁
海老名市中央3丁目3番32号
株式会社むげん
代表取締役社長 吉 水 慶 介
相模原市中央区富士見3丁目15番7号
株式会社美都住販
代表取締役 海 崎 茂

令和4年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営上溝団地の特定事業契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提案するものであります。

特定事業契約の締結について

県営追浜第一団地の特定事業契約を次により締結するものとする。

- 1 契約に係る事業 既存施設の除却、建物等の設計、建設、入居者移転支援及び用地活用に係る事業
- 2 除却及び取得する建物等
 - (1) 所在地 横須賀市追浜本町1丁目119番
 - (2) 内容
 - ア 除却する建物等 既存住宅（6棟176戸）及び付帯施設
 - イ 取得する建物等 県営住宅及び付帯施設並びにコミュニティ機能を有する施設及び広場等
- 3 契約期間 契約締結日から県営住宅等整備業務及び入居者移転支援業務（令和8年2月28日）並びに「県有財産売買契約書」に従って余剰地に設定された買戻し特約の登記の抹消登記手続が完了する日まで
- 4 契約金額 34億5,386万5,800円
- 5 契約者名 横浜市戸塚区小雀町129番地3
小雀建設株式会社
代表取締役 小泉和雄
横浜市磯子区西町5番11号
株式会社金子設計
代表取締役 稲毛恒男
横浜市旭区二俣川2丁目21番地1
津久見建設株式会社
代表取締役 鷺原 浩

令和4年9月7日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

(提案理由)

県営追浜第一団地の特定事業契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

伊勢原射撃場の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 伊勢原射撃場
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 一般社団法人神奈川県射撃協会
 - (2) 主たる事務所の所在地 伊勢原市上粕屋2380番地
- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

伊勢原射撃場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

湘南港の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 湘南港
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 株式会社リビエラリゾート
 - (2) 主たる事務所の所在地 逗子市小坪五丁目23番9号
- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

湘南港の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

葉山港の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 葉山港
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 湘南サニーサイドマリーナ株式会社
 - (2) 主たる事務所の所在地 横須賀市芦名一丁目17番8号
- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

葉山港の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

和解について

民法第 695 条に基づく和解をするものとする。

- 1 件 名 「県のたより」及び「議会かながわ」の印刷等業務に関する契約違反に係る和解
- 2 和解の相手方 東京都中央区日本橋浜町 2 丁目11番 2 号 日本橋中央ビル 4 F
株式会社リフコム
代表取締役 井 奥 俊 博
- 3 和 解 金 額 4,763万9,361円

令和 4 年 9 月 7 日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

「県のたより」及び「議会かながわ」の印刷等業務に関する契約違反に係る和解をしたいので、地方自治法第96条第 1 項の規定により提案するものであります。

専決処分について承認を求めること

動産買入れについて次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

- 1 品 目 抗原検査キット
- 2 契約者名 富士レビオ株式会社
代表取締役社長 藤 田 健
- 3 契約金額 1億9,635万円

令和4年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症対策に係る抗原検査キットの買入れについて急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。

令和3年度神奈川県公営企業決算及び
神奈川県流域下水道事業決算の認定に
ついて

令和3年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算は、別冊のとおりにつき、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和4年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治